

【北海道登録で道外居住の介護支援専門員等の取扱いについて】

北海道登録で道外居住の介護支援専門員のうち、他都府県において法定研修の受講を希望する方については、居住地の都府県で有効期間の特例措置を講じていた場合、本人からの申請により居住地の都府県と同様の取扱いとします。

- 1 対象者
北海道登録で道外居住の介護支援専門員
(ただし、居住地の都府県が定める特例措置に該当する方)
- 2 特例措置の内容と特例措置適用期間
居住地の都府県と同様の取扱いとします。
- 3 更新後の介護支援専門員証等の有効期間
居住地の都府県と同様の取扱いとします。
- 4 特例措置対象者の申請手続き等
 - (1) 特例措置の適用を受けることを希望する対象者は、別に定める申請書を北海道高齢者保健福祉課に提出してください。
 - (2) 申請後、特例措置適用期間の終期までに介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の更新に必要な法定研修を受講してください。
 - (3) 介護支援専門員証の更新に当たっては、法定研修を受講後、介護支援専門員証の特例措置適用期間の終期までに、(総合)振興局社会福祉課に更新申請書類を提出してください。